

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

公判記録の閲覧・謄写の機会の付与

「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に基づき、犯罪被害者等から損害賠償請求などの正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧・謄写をさせることができる。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成19年1月から20年4月までの間に、1,226件であった^{*10}。

なお、平成19年12月26日から、閲覧・謄写の範囲が拡大されている（P69 「公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施」参照）。

犯罪被害者等調査及び犯罪被害者等への対応の充実

法務省において、仮釈放等審理やそれに関連する調査、恩赦上申に際して、被害者感情の調査を行い、適切な仮釈放等の許否の決定や恩赦上申に努めている。

なお、平成19年12月から、仮釈放等審理を行うに当たり、犯罪被害者等から申出があったときは、その意見などを聴取することとなった（P69 差「犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施」、P71 コラム5「更生保護における犯罪被害者等施策」参照）。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

法務省において、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、必要に応じ、適切な形で、検察官が犯罪被害者等とコミュニケーションをとることを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図っている。

国民にわかりやすい訴訟活動

検察庁において、傍聴者などにも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフトなどを活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、検察官に対し、会議や研修などの様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、記録の閲覧・謄

（*10）最高裁判所事務総局の資料による。

写の制度、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果などを通知する制度の周知を図っており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレットに掲載し、一般国民に対しても周知を図っている（P66 「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照）。

「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年）
施行後7年間の実績

	申し出のあった件数	認められた件数
意見聴取	1,277	1,234
記録の閲覧・謄写	4,355	4,282
審判結果等の通知	5,043	5,006

提供：法務省

刑事の手續等に関する情報提供の充実

法務省において、刑事手續や犯罪被害者等保護・支援のための制度などを分かりやすく説明することを目的に、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」、犯罪被害者等向けDVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」を制作し、パンフレットについては人身取引などの外国人犯罪被害者等に対する支援体制の確立に努めるため、英語版も作成している。

さらに、平成19年6月の刑事・民事手續に関する法律改正やそれに伴い新設又は拡充された被害者支援の内容を周知することを目的に、平成20年3月には新たな犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々への更なる支援」を作成した。

パンフレットは、事情聴取をする際などに犯罪被害者等に手渡すほか、検察庁や警察署など関係機関の窓口に備え付け、法務省ホームページにも掲載している。さらに、イベントなどで配布するなど、周知を図っている。

また、DVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」は、全国の検察庁の被害者支援室に備え付け、犯罪被害者等に対する説明に利用している。

今後も、パンフレットを検察庁や警察署ほか関係機関に備え付けて国民一般に配布して

いくほか、必要に応じて、パンフレットやホームページの内容を更新し、各種制度の周知徹底に努めていく。

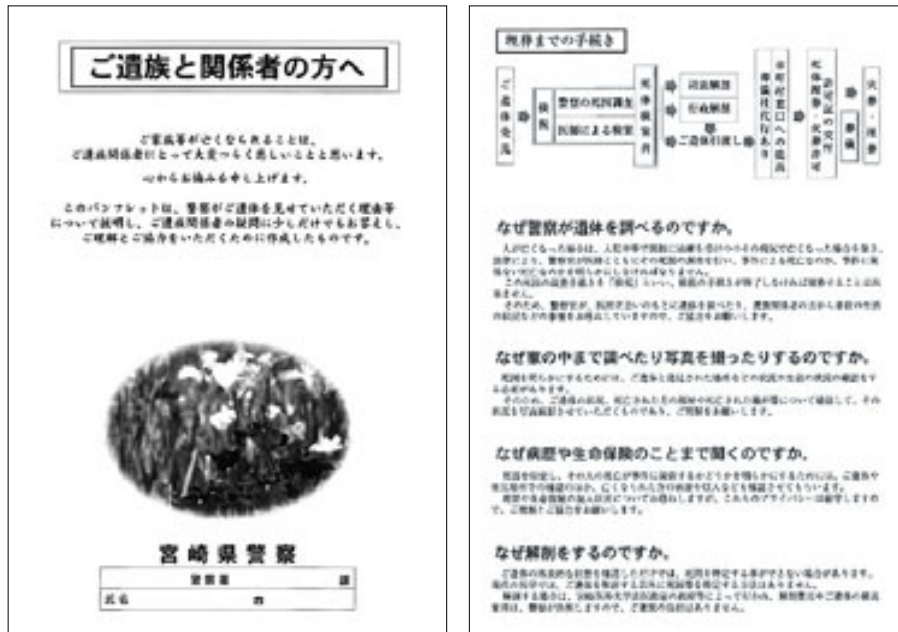
- ・法務省ホームページ：「犯罪被害者の方々へ」、「犯罪被害者の方々への更なる支援」
<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11.html>
- ・検察庁ホームページ：「犯罪にあわれた方へ」
<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>
- ・DVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」



提供：法務省

都道府県警察において、検視、司法解剖に関する手續などを盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。また、法務省においても、検察官が、捜査段階から、捜査に及ぼす支障なども総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視、司法解剖に関する情報提供をしている。

検視、司法解剖に関する情報提供の一例



提供：警察庁

第1章

第2章

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

基礎資料

また、「被害者の手引」の内容を充実させている（P82「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）。

捜査に関する適切な情報提供

警察庁において、平成18年12月に改正した被害者連絡実施要領や「被害者の手引」モデル案（P82「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が推進されるよう、都道府県警察に対する指導を行っている。

法務省において、捜査段階から、捜査に及ぼす支障なども総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に捜査に関する情報を提供するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

交通事故捜査の体制強化等

都道府県警察本部において、交通事故捜査担当課に事故捜査指導官を配置して警察署などに対する指導を強化するとともに、交通鑑

識係を設置し、交通事故現場における鑑識活動を強化している。さらに、平成21年度までに交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官を設置して、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故などについて、組織的かつ重点的な捜査、正確かつ綿密な実況見分・鑑識活動を行う体制を整備するとともに、交通事故捜査の基本である実況見分などについての教育を強化することとしている。

警察庁においては、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、交通事故自動記録装置^{*11}を始めとする捜査支援機器の整備・活用を進め、迅速・的確な交通事故捜査を推進している。

不起訴事案に関する適切な情報提供

法務省において、検察官が、犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分理由などについて丁寧な説明を行うことを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図っている。

（*11）交通事故の衝突音、スリップ音を感知し、事故の直前、瞬間、直後の状況を録画する装置

受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、平成18年5月、これまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとした指針を示し、その後、犯罪被害者等と受刑者との面会が実施されるなど、施設において適切な指導を行っている。

犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進(保護処分の執行に資する情報の収集等)

法務省において、保護処分の執行に資するため、少年に係る情報については、少年院において得られるものだけでなく、家庭裁判所や保護観察所などの関係機関や保護者から得られたものを、その都度少年簿に記載している。平成19年12月からは、犯罪被害者等についてより一層必要な情報の収集、記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において被害に関する事項を把握した際には、少年簿に具体的に記載することとし、少年の処遇に携わる職員が確実に情報の共有を図れるようにしている。

犯罪被害者等の視点を取り入れた交通犯被收容者に対する更生プログラムの整備等

法務省において、矯正施設に收容されている加害者に対し、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導、ゲストスピーカー制度の拡大など、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実に努めている(P52 「再被害の防止に資する教育の実施等」参照)。

また、刑事施設においては、必要な者には義務付けて、犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全指導プログラムを実施している。

矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員については、矯正研修所が新規採用職員や初級幹部要員に対して実施する研修の中に、科目として「犯罪被害者の視点」を設けるとともに、同じく上級幹部要員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実に図っている。

更生保護官署については、被害者担当官などを対象とした研修のほか、新任の保護観察官や社会復帰調整官を対象とした研修や、指導的立場にある保護観察官を対象とした研修において、本省職員による犯罪被害者等施策の講義や、犯罪被害者遺族の講話、東京都精神医学総合研究所研究員による被害者心理の講義を実施しているほか、それぞれの保護観察所などにおいても研修を実施している。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの(「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む)》

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(同年6月20日成立、同月27日公布)。

これにより、「刑事訴訟法」が一部改正され、裁判所から参加を許された犯罪被害者等が、原則として公判期日に出席できるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問や被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加制度」が創設された(平成20年12月1日施行)。現在、法律の施行に向けて、所要の準備を進めている。

さらに、裁判所から参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が弁護士を選定して国がその報酬と費用を負担するとともに、法テラスが弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行うことについての所要の規定を整備するため、法務省において、平成20年2月5日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年4月16日成立、同月23日公布）。現在、法律の施行（「被害者参加制度」と同じく、同年12月1日施行）に向けて、所要の準備を進めている。

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面の交付を全国で実施している。

公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施

法務省において、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年6月20日成立、同月27日公布）。

これにより、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が一部改正され、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲が拡大された（平成19年12月26日施行）。

判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充を行い、これまで、犯罪被害者等の希望に応じて、検察庁から

- ・事件の処分結果
- ・裁判結果
- ・加害者の刑務所からの出所情報

などを提供してきたことに加え、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、保護観察所などが連携し、犯罪被害者等の希望に応じて、

- ・加害者の受刑中の処遇状況に関する事項
- ・仮釈放審理に関する事項
- ・保護観察中の処遇状況に関する事項

などの情報についても提供している。

また、全国の保護観察所に、平成19年10月から被害者担当保護司を、同年12月から被害者担当官を配置し、加害者情報の提供などの犯罪被害者等施策に当たらせている（P71 コラム5「更生保護における犯罪被害者等施策」参照）。

保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、平成19年12月から、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、

- ・少年院における処遇状況に関する事項
- ・仮退院審理に関する事項
- ・保護観察中の処遇状況に関する事項

などを通知している（P71 コラム5「更生保護における犯罪被害者等施策」参照）。

犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成19年12月から、「更生保護法」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じて、保護観察所が、犯罪被害者等から心情などを聴き、これを保護観察対象者に伝えている（P71 コラム5「更生保護における犯罪被害者等施策」参照）。

差 犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、平成19年12月から、「更生保護法」に基づき、仮釈放や少年院からの

仮退院の審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、地方更生保護委員会が、犯罪被害者等から、意見などを聴き、仮釈放などを許すか否かの判断に当たって考慮するほか、許す場合には、その特別遵守事項を決定する際の参考としている（P71 コラム5「更生保護における犯罪被害者等施策」参照）。

COLUMN 5

更生保護における犯罪被害者等施策

更生保護とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会の中で援助し、その再犯を防ぐための制度です。刑事司法の一環として、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することが制度の目的であり、犯罪被害者等の方々に配慮することは、制度の目的に含まれています。

更生保護は、全国8箇所にある地方更生保護委員会と、全国50箇所にある保護観察所がその業務を担っています（「更生保護の組織」：<http://www.moj.go.jp/HOGO/hogo03.html>）。基本計画には、更生保護が取り組むべき様々なことが規定されたことから、更生保護の分野においても、平成19年12月1日に次の4つの犯罪被害者等施策が開始されました。

- 意見等聴取制度
- 心情等伝達制度
- 被害者等通知制度
- 相談・支援

このコラムでは、これらの更生保護における犯罪被害者等施策を紹介します。



保護観察所



「主な犯罪被害者相談窓口」

犯罪被害者等の主な相談窓口として、都道府県・政令指定都市の施策担当/窓口部局等、警察の被害者相談窓口、全国被害者支援ネットワーク加盟の民間団体、日本司法支援センター（法テラス）などがあります（内閣府HPより）が、平成19年12月からは、これらに加え、保護観察所も、主な相談窓口の一翼を担うこととされました。

意見等聴取制度

仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べるすることができます。

聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院を許すか否かの判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合には、特別遵守事項（加害者が保護観察中、個別に守らなければならない約束事）の決定や保護観察実施上の参考事項の設定の際に考慮されます。

～ 手続の流れ～

申出の受付 制度の利用には、申出が必要です。

聴取日時等の通知 聴取日時などを通知します。

意見等の聴取

1. 地方更生保護委員会の委員による直接聴取
2. 地方更生保護委員会の保護観察官による直接録取
3. 書面の提出

* 希望に応じ、被害者担当保護司等が、あらかじめ相談に応じたり、意見等を聴取する場所に付き添ったり、そこで同席するなどの支援を行います。

審理結果の通知

意見等を聴取した仮釈放・仮退院の審理の結果については、被害者等通知制度を利用することにより、知ることができます。

心情等伝達制度

被害に関して抱いている心情や被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。

保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

～ 手続の流れ～

申出の受付 制度の利用には、申出が必要です。

聴取日時等の通知 聴取日時などを通知します。

心情等の聴取

原則として、被害者担当官が直接心情等を聴取し、その内容を書面にします。

* 希望に応じ、被害者担当保護司等が、相談に応じたり、心情等を述べる場に同席するなどの支援を行います。

心情等の伝達

保護観察官が、心情等を聴取した書面を、加害者の面前で朗読します。

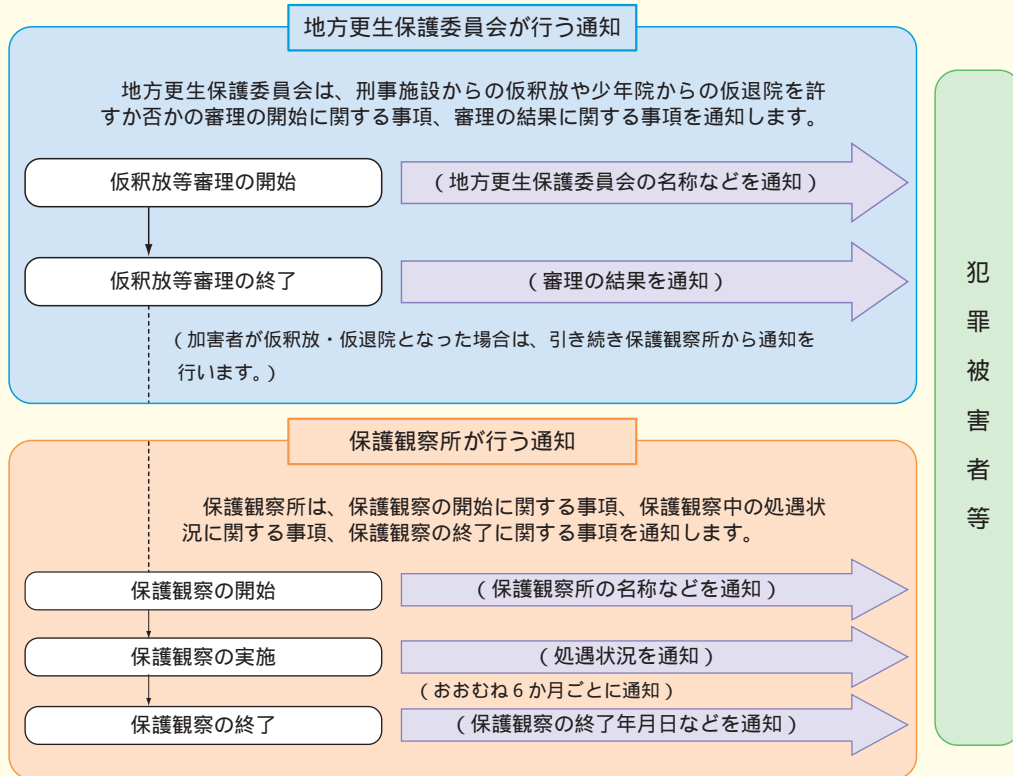
伝達結果の通知

希望に応じ、伝達の様子などを通知します。

くわしくは、お住まいの都道府県にある保護観察所にお尋ねください。

更生保護における被害者等通知制度

平成19年12月から、更生保護官署において、犯罪被害者等の方々の申出に基づき加害者の処遇状況などを通知することになりました。



通知希望申出先・通知を受けることができる犯罪被害者等の範囲

加害者が刑事処分になった場合

申出先は、加害者に有罪の裁判を言い渡した裁判所に対応する検察庁です。通知を受けることができる犯罪被害者等は、犯罪被害者、犯罪被害者の親族又はこれに準ずる者、又はの弁護士である代理人です。

加害者が保護処分になった場合

申出先は、加害者が少年院送致処分となった場合は少年鑑別所、保護観察処分となった場合は保護観察所です。通知を受けることができる犯罪被害者等は、犯罪被害者、犯罪被害者の法定代理人、犯罪被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹、～ から委託を受けた弁護士です。

相談・支援

犯罪被害に遭われた方やその親族が利用できます。
被害の回復等や刑事事件に関する手続への適切な関与のために、
悩み、不安等を聴く
関係機関等を紹介し、その利用を助ける
更生保護における施策等に関する情報を提供する
などの支援が行われます。

犯罪被害者等施策の現場から



保護観察所の面談室

更生保護における犯罪被害者等施策を実施するに当たり、各保護観察所に、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置しました。担当者は、その任期中は、加害者の保護観察などを行わないこととしています。

被害者担当官 63名
被害者担当保護司 108名

(平成20年4月現在)

少しでも被害者の方々の役に立てればと思っていますので、更生保護官署の制度をご利用したいときは、お気軽にご相談ください。



被害者担当保護司

保護観察所で、説明用のリーフレットを配布しています。概要等は、ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

夏 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成20年3月7日、「少年法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案は、同年6月11日、可決、成立した（同月18日公布）。

これにより、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができることとされるとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されるなどした（一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

今後、法律の施行に向けて、所要の準備を進めていく。

夏 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において、平成21年5月21日から実施される、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、適切な運用が図られるように、その趣旨などの周知徹底に努めている。